

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 福井県嶺北地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化および再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定により、福井県の嶺北地域における地域公共交通計画の作成および実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定および変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織および委員等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員および代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員およびオブザーバー以外の者に対して、

資料を提出させ、または会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福井県地域戦略部地域鉄道課、地域戦略部交通まちづくり課、交流文化部観光誘客課、土木部道路保全課、土木部都市計画課および嶺北地域の各市町公共交通担当課により構成する。

2 事務局長は、福井県地域戦略部交通まちづくり課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月15日から施行する。